# 日本コーチ協会の定める「倫理綱領」

#### 前文

コーチは基本的人権を尊重し、専門家としての知識と技能を人々の福祉の為に用いるように努めるものである。そのためコーチはつねに自らのコーチングが人々の生活に 重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚しておく必要がある。したが って、自ら心身を健全に保つように努め、社会人としての道義的責任を持つとともに 、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

### 第1条 責任

コーチは自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもつこと。その業務の遂行に際しては、 クライアントの人権尊重を第一義と心得、コーチの個人的、組織的、財政的、政治的目的 のために行ってはならない。また、強制してはならない。

#### 第2条 技能

コーチは訓練と経験によって的確と認められた技能によってクライアントにコーチン グを行うものである。そのため常にその知識と技術を研鑚し、高度の技術水準を保つ ように努めること。一方、自らの能力と技術の限界についても十分にわきまえておかなくてはならない。

#### 第3条 秘密保持

コーチング中に知り得た事項に関しては、専門家としての判断のもとに必要と認められた 以外の内容を他に漏らしてはならない。また、事例や研究の公表に際して特定個人の資料を用いる場合には、クライアントの秘密を保護する責任をもたなくてはならない。

#### 第4条 査定技法

コーチはクライアントの人権に留意し、インベントリー等の査定を強制してはならない。またその技法をみだりに使用しないこと。査定結果が誤用、悪用されないように 配慮を怠ってはならない。コーチは査定技法の開発、出版、利用の際、その用具や説 明書等をみだりに頒布することを慎むこと。

### 第5条 コーチング技法

コーチは自らの専門的能力の範囲内でこれを行い、常にクライアントが最善の専門的 援助を受けられるように努める必要がある。コーチは自らの影響力や私的欲求を常に 自覚し、クライアントの信頼感や依存心を不当に利用しないように留意すること。そ のコーチングは職業的関係の中でのみこれを行い、クライアントまたは関係者との間に私的関係を持たないこと。

## 第6条 専門職との関係

他のコーチ及び関連する専門職の権利と技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、 その業務遂行に支障を及ぼさないように心掛けること。また、セラピーあるいはカウンセリ ング等の医療行為が必要な場合は、専門化に依頼すること。

注記)本文はJCA(日本コーチ協会)の定める「倫理綱領」の全文を紙面の都合上、ここに 転記したものです。原文は下記URLでご確認いただけます。

日本コーチ協会 http://www.coach.or.jp